議案第85号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成28年11月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例(平成5年杉並区条例第31号)の一部を次のように 改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)をいう。

第2条の2ただし書中「及び原動機付自転車」を「、原動機付自転車及び自動二 輪車」に改める。

別表第1杉並区立西荻窪北自転車駐車場の項を削る。

別表第2の1の部原動機付自転車の項を次のように改める。

原動機付自転車又は自動二 輪車(総排気量が0.12 5リットル以下のもの又は 定格出力が1.00キロワ ット以下のものに限る。)	1 階	無	4,200円	12,000円	20,200円	200円
--	-----	---	--------	---------	---------	------

別表第2の2の部中「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北 自転車駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改め、同部原動機付 自転車の項を次のように改める。

原動機付自転車又は自動二輪車 (総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。)	1階	有	4,200円	12,000円	20,200円	200円
---	----	---	--------	---------	---------	------

別表第2の2の部に次のように加える。

1		
白動二輪車(総排気量が		

0. 125リットルを超えるもの又は定格出力が1. 100キロワットを超えるものに限る。)	上 上 日	8,400円	23,900円	40,300円	400円
--	-------------	--------	---------	---------	------

別表第2付記1中「原動機付自転車」の次に「及び自動二輪車(総排気量が0. 125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。)」を加え、「とする」を「とし、自動二輪車(総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。)にあっては規定使用料から1月当たり800円を減じた額とする」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定及び別表第2の2の部 の改正規定(「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車 駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改める部分に限る。)は 同年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第2条の2ただし書に規定 する自動二輪車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても 行うことができる。

(提案理由)

自動二輪車に係る駐車場の使用料を定める等のほか、西荻窪北自転車駐車場を廃止する必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

新 条 例 | 旧 条 例

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 自動二輪車 道路交通法第3条 に規定する大型自動二輪車(側車付 きのものを除く。)及び普通自動二 輪車(側車付きのものを除く。)を いう。
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 略

(駐車することができる車両)

第2条の2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、 規則で定める駐車場においては、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を 駐車することができる。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1)及び(2) 略

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(駐車することができる車両)

第2条の2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、 規則で定める駐車場においては、自転車及び原動機付自転車を 駐車することができる。